

# 根来山げんきの森 貸し山制度実施要領

本制度は、県立森林公園「根来山げんきの森」の区域内において、貸し山ゾーンを設定し、森林公園の整備をお手伝いいただく団体（以下「貸与団体」という。）を幅広く県民より募集し、より多くの県民に森林公園整備に加わってもらい、もって地球温暖化防止に資することを目的とする。

## 1. 貸し山の設置個所

県立森林公園「根来山げんきの森」（岩出市根来地内）の一部とする。

## 2. 応募対象

宗教活動や政治活動及び営利を目的としない団体であること。

## 3. 貸与期間（森林整備をお手伝いいただく期間）

指定管理者と森林整備計画を協議の上、決定するものとする。

## 4. 応募の方法

貸し山制度による森林の貸与を希望する団体は、指定管理者に利用申請書（別記様式）を提出し、指定管理者から県へ森林整備計画書（任意様式）を提出するものとする。森林整備計画書には、団体名、貸与期間、実施場所、実施面積、森林整備計画を明記すること。

## 5. 貸与の決定

県は、指定管理者から提出された森林整備計画書の内容等を審査し、森林整備計画書を承認することにより貸与を決定する。

## 6. 条件

県は貸与団体に、貸し山区画を提供し、貸与団体は提供された貸し山の整備を無償で行うものとする。

また、活動にあたっては、森林内での活動中の事故等に対処するため傷害保険等へ加入するものとする。

## 7. 指定管理者が貸与団体に行う支援

指定管理者があらかじめ県へ提出する事業計画書に記載されている活動指導等。

## 貸し山を利用する際の遵守事項

### (禁止)

公園において次に掲げる行為をしないで下さい。

- ・公園の施設及び設備を損傷、又は汚損する行為。
- ・指定された場所以外への車両等の乗り入れ、及び駐車。
- ・指定された場所以外へのごみ、空き缶その他汚物の投棄、及び放置。
- ・善良な風俗を乱し、又は公園を利用する者（以下「利用者」という。及び周辺住民に著しく迷惑をかける行為。
- ・貸し山区域以外で、許可なく樹木を伐採し、又は植物及びきのこを採取する行為。
- ・許可のない動物及び昆虫の捕獲。
- ・許可のないキャンプ又はこれに類する行為。
- ・許可のない火気の使用。
- ・許可のない物品の販売等の行為。
- ・許可のない広告物の提示、若しくは配布。又は宣伝その他の行為。
- ・建築物等を建てる行為。
- ・上記に掲げるもののほか、公園の利用を妨げる行為。

### (危機管理)

作業を行うにあたっては、万全の注意を払い、次に掲げる事項について遵守してください。

- ・根来山げんきの森倶楽部から派遣する指導者の指示に従い、安全を確保して作業を進めてください。
- ・未成年の児童、生徒等を含む場合は事故発生防止のための適切な体制を整え、作業内容にも十分配慮してください。
- ・万一、事故・怪我等が発生した場合には、速やかに指導者に申し出て対応してもらってください。また、こうした事故・怪我等に対処するため、必ず傷害保険等へ加入してください。